

平成25年

第1回市議会定例会 議案第39号

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例  
の制定について

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例を次のよ  
うに定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第11条）
- 第2章 救護施設（第12条～第21条）
- 第3章 更生施設（第22条～第27条）
- 第4章 授産施設（第28条～第33条）
- 第5章 宿所提供施設（第34条～第39条）
- 第6章 医療保護施設（第40条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条の規定に基づき、保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設および医療保護施設をいう。）の設備および運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、生活保護法の例による。

（基本方針）

第3条 救護施設、更生施設、授産施設および宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福

社事業に関する熱意および能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 救護施設等の配置，構造および設備は，日照，採光，換気等利用者の保健衛生に関する事項および防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 救護施設等の設備は，専ら当該救護施設等の用に供するものでなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者またはこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は，社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 救護施設等の職員は，専ら当該救護施設等の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし，利用者の処遇に支障がない場合には，この限りでない。

(苦情への対応)

第8条 救護施設等は，その行った処遇に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は，その行った処遇に関し，生活保護法第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導または助言を受けた場合は，当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 救護施設等は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が

行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 救護施設等は、利用者に対する処遇に関し事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録しなければならない。

(帳簿の整備)

第11条 救護施設等は、設備、職員および会計に関する帳簿を整備しておかなければならない。

2 救護施設等は、利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

## 第2章 救護施設

(規模)

第12条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置する場合は、5人以上の人員を

入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 救護施設は、被保護者の数が当該救護施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第13条 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）または準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての救護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火および延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見および通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 救護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室

- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室または洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号に掲げる居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けるものとする。

5 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具および身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

オ 特別居室は、原則として1階に設け、寝台またはこれに代わる設備を備えること。

(2) 静養室

ア 医務室または介護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号アおよびウからオまでに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料および医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 介護職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

6 前各項に規定するもののほか、救護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(サテライト型施設の設備の基準)

第14条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

(職員の配置の基準)

第15条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 医師

(3) 生活指導員

(4) 介護職員

(5) 看護師または准看護師

(6) 栄養士

(7) 調理員

2 生活指導員、介護職員および看護師または准看護師の総数は、おおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(居室の入所人員)

第16条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。

(給食)

第17条 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行うこととし、その献立は栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

(健康管理)

第18条 入所者については、その入所時および毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(衛生管理等)

第19条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等または飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活指導等)

第20条 救護施設は、入所者に対し、生活の向上および更生のための指導を受ける機会を与えなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的および身体的条件に応じ、機能を回復し、または機能の減退を防止するための訓練または作業に参加する機会を与えなければならない。

3 入所者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講じなければならない。

4 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、または清しきしなければならない。

5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第21条 救護施設は、当該救護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた利益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

### 第3章 更生施設

(規模)

第22条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 更生施設は、被保護者の数が当該更生施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第23条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室



- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室または作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室または洗濯場

2 前項第9号に掲げる作業室または作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準については、第13条第1項、第2項、第5項第1号（オを除く。）および第2号から第6号までならびに第6項の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第24条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師または准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員および看護師または准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあっては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあっては6人に150人を超える部分40人につき1人を加えた数以上とする。

（生活指導等）

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神および身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 作業指導の種目を決定するに当たっては、地域の実情および入所者の職歴を考慮しなければならない。

（準用）

第27条 第16条から第19条までおよび第21条の規定は、更生施設について準用する。

#### 第4章 授産施設

（規模）

第28条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 授産施設は、被保護者の数が当該授産施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

（設備の基準）

第29条 授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 作業室

(2) 作業設備

(3) 食堂

- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 作業室

ア 必要に応じて危害防止設備を設け、または保護具を備えること。

イ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下または広間に直接面して設けること。

(2) 便所 男子用と女子用を別に設けること。

(職員の配置の基準)

第30条 授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 施設長

(2) 作業指導員

(工賃の支払)

第31条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(自立指導)

第32条 授産施設は、利用者に対し、作業を通じて自立のために必要な指導を行わなければならない。

(準用)

第33条 第19条の規定（医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、授産施設について準用する。

## 第5章 宿所提供施設

(規模)

第34条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該宿所提供施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(設備の基準)

第35条 宿所提供施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第2号に掲げる炊事設備の火器を使用する部分は、不燃材料を用いなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、宿所提供施設の設備の基準については、第13条第5項第1号（オを除く。）ならびに第6項第1号および第2号の規定を準用する。

（職員の配置の基準）

第36条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

（居室の利用世帯）

第37条 一の居室は、やむをえない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

（生活相談）

第38条 宿所提供施設は、生活の相談に応ずる等利用者の生活の向上を図ることに努めなければならない。

（準用）

第39条 第19条の規定（医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理に係る部分を除く。）は、宿所提供施設について準用する。

## 第6章 医療保護施設

（運営）

第40条 医療保護施設は、医療法（昭和23年法律第205号）その他医療に関する法令に基づき、適切に運営されなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による生活保護法の一部改正に伴い、保護施設の設備および運営に関する基準を定めるため